

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和2年5月28日(木曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前10時33分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

① 令和2年陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める陳情

(2) 報告事項

(第2回定例会提出予定案件)

① 水戸市市税に関することについて (市民税課・資産税課)

② 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関することについて (資産税課)

2 出席委員(7名)

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	政策企画課長	宮 川 孝 光 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君
財産活用課長	谷 津 茂 男 君		
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君
財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	市民税課長	安 里 裕 行 君
資産税課長	関 根 豊 君		
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副部長	小 嶋 いつみ 君

防災・危機
管理課長 小林良導君

生活環境部長 佐藤則行君

議会議務局長 小嶋正徳君

議会議務局長兼
総務課長 関谷勇君

議事課長 永井誠一君

6 事務局職員出席者

議事課副参事
兼課長補佐 大嶋実君 書記 武田侑未子君

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、本日の執行部の出席は、各部長及び報告事項の関係課長等とし、最小限にとどめるとともに、出席者は原則マスク着用としておりますので、あらかじめ御了承願います。

また、委員会の会議時間の短縮を図るため、スムーズな議事進行に御協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。

これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

さきの本会議において当委員会に付託されました陳情は、1件であります。

それでは、令和2年陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情を議題とします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに本陳情の内容につきまして事務局より朗読をいたさせます。

なお、先例・申合せにより、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おきを願います。

○事務局 それでは、朗読させていただきます。

国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情。

陳情の趣旨。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、①再審における検察手持ち証拠の全面開示、②再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止を内容とする「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を貴議会において採択され、国へ提出していただきたく陳情いたします。

陳情の理由。

一たび確定した判決といえども、もし冤罪のおそれがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要であります。

日本の再審制度の在り方は、「再審をやってください」という再審請求手続と、実施に再審請求が認められて行われる再審公判手続という二段階の制度になっています。

多くの再審事件で一段階目の再審請求手続において、検察は請求を頑として認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争うというひどい対応をしています。再審制度は、実体的真実のために、法的安定性（一度確定したもの）を犠牲にする非常救済手続ですが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件といたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を開ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視して、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19条のみで、極めて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用に全て委ねられているのが実態です。

再審法の抱える主たる問題点は2つあります。1つは捜査段階で集めた証拠を開示しないことです。公費を使って収集され国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立つべきです。もう一つの問題点は、検察官の抗告権（上訴）です。都合の悪い証拠を隠しておきながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即時抗告、特別抗告を行うことは許されません。

つきましては、貴議会におかれましても、究極の人権保障といわれる再審制度の意義を理解され、冤罪被害者を救い、「無実の人は無罪に！」という当然の法理を実現するために、国に対して刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を促していただきたく心からお願い申し上げます。

参考までに、「意見書」（案）、日本弁護士連合会の「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」、再審法改正をめざす市民の会発行のリーフレットを添付いたします。

以上のとおり陳情いたします。

令和2年4月28日。

水戸市議会議長、安藏栄様。

以上です。

○**小泉委員長** それでは、内容につきまして、御意見等がございましたら発言をお願いします。

田中委員。

○**田中委員** 本陳情、水戸市議会に出たのは初めての趣旨ではないかなと思って、私も勉強不足だったんですがまた少し調べてみましたが、結論から言いますと賛成の立場で採択を求めたいと思います。陳情の趣旨あるいは意見書案とか決議にも詳しく述べられていますけれども、無実の罪で逮捕されて裁判が行われて有罪になってしまうと。それで服役をするということで、本来あってはならない人権侵害であるとは誰も否定するところではないと思うんですが、その裁判のやり直しを求めるに当たって、再審制度があるわけですが、2000年代以降だけでも11件の再審が開始されて、5件で無罪が確定をしているということで、その中で茨城県利根町で起きた布川事件という殺人事件、これは1967年に起きたものが実に44年後、2011年に再審無罪が確定するという非常に気の遠くなるような状況でありました。このときもこの陳情が指摘する2点、1つは検察が明らかに無実となる証拠を出さない、もう一つは裁判所の再審開始決定に検察が抗告権を行使したということで、実は冤罪というのは数多くあって、再審無罪になるのは極めてまれだというふうな状況を見ますと、こうした改正というのは非常に急がれるんだろうと思います。検察が証拠を出さないという問題については2016年の刑事訴訟法の改正附則で、国に対して速やかに証拠を出さないと、そういう検討をなさないとということがもう既に法で決まっておりますし、検察の抗告権につきましてはドイツではもう50年以上前に禁止をされているということで、日本の法体系の遅れの問題なんだろうと思っております。

たくさんの方が資料に出て陳情されていますけれども、この元厚生労働事務次官の村木厚子さんとか、映画監督の周防正行さんとか、立場の違いを超えてこの運動が全国的に広がっているということだと思いますので、本市議会としてもそうした取組を尊重して速やかに国に意見書を出すよう採択すべきではないかなというのが私の意見です。

以上です。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 本陳情に賛成でございますけれども、冤罪を防止するという観点は国民を守るという視点で非常に大事なと思うんですが、ここで2点、検察の手持ちの証拠の全面開示と、あと検察の不服申立ての禁止ということで、検察の行為に対して今回変えなさいよということでありますけれども、先日国のほうで検察庁法が様々問題になって、そのときに検察庁法を今回変えるのは問題だという話の中に検察庁の独立性が失われるんじゃないか、そんな話があったわけです。その一方で、検察の独立性とか捜査のそういったところに立ち入った話になってくるんじゃないかなというふうにも思うわけです。ですので、どうなんだと。検察をしっかりと縛ることが必要なのか、それとも検察の独立をしっかりと担保することが必要なのか、そういった問題にもなってくるだろうというふうに思います。

国のほうでどういった論議をされているのか、ちょっとその辺も私は分かりませんので、今の段階ではこれについて判断しにくいのかなと思うので、できれば継続で審議をさせていただければありがたいと思います。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 下から9行目、裁判所が再審開始決定を出しても従わずとか、刑事訴訟法に規定があるがそれはなっていないとか、三権分立なんだから我々は立法府に値するわけです。そうすると司法のことで、今まではこういう陳情は受け付けなかったんです我々は。というのは、我々が裁判所のこの決定が駄目ですよとか、それからそれに従わない検察が駄目ですとか、そういう三権分立の基本に触れることだから、こういう問題が出てきたというのも今までは取り扱ってないから、非常に例がないんです。今度はこういうのも全国的に取り扱うようになったの。法的解釈はどうなの、これこの辺。だから、日本弁護士連合会の冤罪に対してどうか、裁判所が再審開始決定を出しても従わずとか、それからそういうことにも今度は立法府として議員が立ち入れるの。今まではなかったんですよ。どうなっているの。私は40年議員をやっているけれども、こういうふうな、今まで司法に対する、例えば警察とか検察、それから裁判所に対する問題というのは取り扱わなかったんだけど、これは我々も裁判所に抗議を申し込むなんていうことができるわけだ。裁判所が再審開始決定を出して従わないから駄目だのいいだの、それはそういう……

○小泉委員長 そこは制度に対してこういう陳情が上がってきたということに関してなので、この意見書を上にあげるかどうかという部分になりますので。

須田委員。

○須田委員 高倉委員さんの意見が本当に至極全うだと思っていますし、それに関連して今福島委員からも同じような感覚で同じような考えで、これはどうなんだろうねという段階だと思っています。そういうふうな御意見があると。受付に関してのいろいろな手続というのは、議長とかそういう問題になってくるでしょうからそこは考えないにしても、お二人の意見がそれぞれに同様な意見で、私もそれと同様な意見なので、ぜひこのところは継続させていただいて、そのやり方とかやっていることが制度的に正しいのかどうかとか、ちょっと調査させてほしいので、継続をお願いします。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

滑川委員。

○滑川委員 私としては、憲法第13条の個人の尊重というところで、もう少し私も調査が必要なんですけれども、やはり冤罪というのはあってはならないというところで、再審の目的というのは冤罪の被害者の方を救済することにあると思っていて、証拠の開示であったり、私たちが人ごとではないなと思って、賛成の立場ではあるんですけども、もうちょっと調べていきたいなという思いではあります。

○小泉委員長 それでは継続で……

〔「継続でいいです」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 田中委員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、本陳情につきましては、継続審査との意見がございましたので、継続審査とすることではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

なお、本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申出を行うこととなりますので、御了承願います。

以上で、陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は、2件でございますが、これらの案件につきましては、いずれも第2回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので、御了承を願います。

初めに、(1)の水戸市市税に関することについて、執行部から説明を願います。

安里市民税課長。

○安里市民税課長 水戸市市税に関することについて、財務部市民税課及び資産税課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る地方税法等の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)税制改正関係につきましては、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律などに基づき、規定を整備するものでございます。

まず、ア、個人市民税に関する改正につきましては、主に2点ございます。

1点目が、(ア)非課税基準の引上げとなります。均等割または所得割の非課税基準額に10万円を加算し、それぞれ非課税基準を引き上げるものとなります。

2点目が、(イ)基礎控除の見直しに伴う調整控除の改正となります。調整控除は、資料米印に記載があるとおおり、平成19年に実施された所得税から住民税への税源移譲に当たり、所得税と住民税の基礎控除額や人的控除額の相違による負担増を調整するために設けられたものですが、今回の税制改正により合計所得が2,500万円を超える納税義務者については基礎控除が適用除外となることから、調整控除も同様に適用除外となるよう規定を整備するものです。

次に、イ、固定資産税に関する改正については、主に2点ございます。

1点目が、(ア)相続人等の現に所有している者の申告の制度化です。所有者不明土地等の課題への対応として、所有者情報の円滑な把握を図るため、登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間において、相続人等の現に所有している者に必要な事項を申告させる規定を整備するものです。

2点目、(イ)地域決定型地方税制特例措置の改正となります。地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例について、地方税法の改正に伴い、新設または廃止による関係規定を整備するものです。

まず、a新設については、(a)浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置となっており、対象資産は、水防法第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定を受けた土地となり、軽減割合は、固定資産の課税標準を2分の1に軽減するものです。令和2年4月1日から令和5年3月31日までに浸水被害軽減地区に指定された土地に適用し、特例期間は、浸水被害軽減地区の指定を受けた日以降の課税年度から3年度とするものです。

b特例措置の廃止については、(a)中小事業者等が取得した大気汚染防止法に規定する指定物質排出抑制施設の償却資産及び(b)都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共等の用に供する家屋及び償却資産に対する特例措置を廃止するものです。

ページを返していただきまして、2ページを御覧願います。

ウ、たばこ税に関する改正については、主に3点ございます。

まず、1点目が、(ア)たばこ税の税率の引上げとなります。市たばこ税を1,000本当たり現行の5,692円から6,122円とし、430円増税するものです。なお、引上げは令和3年10月まで段階的に実施する予定となっており、参考として、国、県、市のたばこ税の税率改正の表がございますので、御参照願います。

2点目が、(イ)加熱式たばこの課税方式の見直しです。加熱式たばこの課税標準の算定については、平成30年10月1日から重量及び小売価格による換算方式に見直しましたが、当該見直しは令和4年10月までに段階的に実施することとなっているため、関係規定を整備するものです。

3点目が、(ウ)軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しとなります。軽量の葉巻たばこは紙巻きたばこ形状が似ているものの税負担が低く抑えられており、公平性の観点から1本当たりの重量が1グラム未満の軽量の葉巻たばこの課税方式について、従来の重量比例課税方式から当該葉巻たばこの1本を紙巻きたばこの1本に換算する方式への見直しが見直しが実施されます。ただし、税負担の増加影響を緩和する経過措置として、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の換算については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの0.7本に換算するため、関係規定を整備するものです。

次に、(2)新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係については、令和2年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に基づき規定を整備するもので、主に3点ございます。

1点目、ア、個人市民税に関する改正については、新型コロナウイルス感染症などにより、イベントの中止などをした主催者に対する払戻し請求権を放棄した場合、その相当額について寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除を適用する特例規定を新設するものです。

2点目、イ、固定資産税に関する改正については、地方決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例について、生産性革命の実現に向けた固定資産に係る特例措置を拡充するものです。対象資産は、生産性向上特別措置法に基づき中小事業者等が取得をした労働生産性の向上、企業収益向上に直接つながる機械装置などとともに取得した事業用家屋及び構築物となっており、軽減割合は、固定資産の課税標準をゼロとし全額軽減と定めるものです。令和2年4月30日から令和3年3月31日までに取得をした固定資産に対して適用し、特例期間は、事業用家屋及び構築物の取得日以降の課税年度から3年度とするものです。

3点目は、ウ、軽自動車税に関する改正となります。軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置については、消費税増税に伴う対応として令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車について適用することとしておりましたが、当該期間を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得をしたものを対象とするものです。

3の施行期日については、公布の日からとするものです。ただし、たばこ税に関する規定は令和2年10月1日から、個人市民税に関する規定は令和3年1月1日からとするものです。

なお、3ページ以降に、新旧対照表及び関係法令の参照条文を記載しておりますので御参照願います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、(2)の水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関することについて、執行部から説明を願います。

関根資産税課長。

○**関根資産税課長** それでは、水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関することについて、財務部資産税課提出の総務環境委員会資料により説明いたします。

初めに、1の改正理由につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正により、地方における企業拠点の強化、具体的には、本社機能の移転・拡充でございますが、これらを促進する特例措置が延長されたことを踏まえ、本市における固定資産税の特例措置を延長するため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の改正内容についてでございます。固定資産税の特例措置の対象要件となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとするものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日としてございます。

参考といたしまして、条例の概要を、また2ページ以降に新旧対照表と関係法令の参照条文を記載しておりますので御参照ください。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 以上で、第2回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら発言を願います。

田中委員。

○**田中委員** 口頭で説明が済めばそれで構わないんですが、一番上の市税に関することで、固定資産税の改正のところで浸水被害軽減地区の指定を受けた土地、とありますけれども、そちらは本市内ではどこが該当するのか分かるような資料を可能ならばお願いします。

○小泉委員長 そういう資料請求ですけれども、例として……

関根資産税課長。

○関根資産税課長 ただいまの資料請求についてでございますが、市内で該当する地域は今のところないんですけれども……

○小泉委員長 よろしいですか。

福島委員。

○福島委員 軽自動車税に関する改正で、これはあくまでも新車だけなの。中古車でもいいの。

○小泉委員長 質問に入ってしまうので、資料請求の範囲内で。

○福島委員 じゃあ次回の委員会のために資料を出してちょうだい。

[発言する者あり]

○小泉委員長 よろしいですか。

そうしましたら、軽自動車税に関する改正についての詳細資料があればということによろしいですか。

○福島委員 そうそう。軽自動車でも税率が7,000幾らとか1万2,000円とかいろいろあるんですよ。

○小泉委員長 それではただいまの資料請求につきまして、委員会として執行部に提出を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 それでは、次回の委員会に提出をお願いします。

次に、5月8日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日執行部から提出を受けておりますので説明をお願いします。

谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 それでは、原子力防災活動用県貸借マイクロバスに係る経費負担につきまして、財産活用課提出の資料により御説明申し上げます。

県から借りておりますマイクロバスの維持管理費の経費負担の内容でございますが、表中左側が負担者別、それに費目、右側に年度別の経費額を表記してございます。

茨城県の負担分といたしましては、自動車損害賠償責任保険、車検及び点検費用、自動車重量税等がございまして、水戸市の負担分といたしましては、任意保険料、整備点検費等がございまして、

それぞれ過去3年度分の表示をしております。令和元年度ですと、県負担分が19万3,723円に対しまして、水戸市負担分が3万6,244円ということでございます。

中段に参考といたしまして貸借契約書の抜粋を記載しているのでお目通し願います。

説明につきましては以上でございます。

○小泉委員長 それでは、ただいまの件について、御質問等がございましたら発言をお願いします。

福島委員。

○福島委員 そうすると、表中の茨城県というのは茨城県が払っているの。水戸市というのは水戸市が払っているの。

○小泉委員長 そうですね。負担ということで。

谷津課長。

○谷津財産活用課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、県の場合、車検の整備は平成29年度で6万6,000円、平成30年度で7万3,000円、それで令和元年度で15万3,000円となっているんだよね。それで水戸市の場合は整備点検が3万8,000円、2万4,000円、1万4,000円と下がっている。そうすると、これは県の車検で多く費用をかけたから水戸市の整備点検分が少ないと、こういう意味なの。ここが分からないんだ。茨城県は自動車整備（車検）ということで、6万6,000円、7万3,000円、そして令和元年度は15万3,000円で倍になっちゃう。けれども、水戸市の整備点検は3万8,000円、2万4,000円、1万4,000円で半分以下になっちゃう。これ、何でこう違うの。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 費目の内容でございますが、県のほうの自動車整備、車検につきましては、法定点検を含む整備点検費用でございますが、水戸市の部分につきましては、部品の交換とか法定点検以外で発見できたところの費用ということで金額が少ないということでございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時33分 散会